

2022年5月20日

各位

上場会社名 株式会社エヌエフホールディングス  
代表者名 代表取締役会長 高橋 常夫  
(コード番号 6864)  
問合せ先 取締役経營業務本部長 吉沢 直樹  
(TEL 045-545-8101)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、定款一部変更について、2022年6月28日開催予定の当社第69回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、定款変更を行うものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月28日(予定)

以上

## 現行定款・変更案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2.</u> 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第 16 条～第 51 条 (条文省略)	第 17 条～第 52 条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1.</u> 定款第16条 (電子提供措置等) の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、<u>2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3.</u> 本附則は、<u>2023年3月1日にこれを削除する。</u></p>